

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 21 条第 2 項の規定により、令和 8 年に定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日及び場所並びにその実施する機関の名称を次のとおり公示します。

令和 8 年 4 月 1 日

一宮市長 中野 正康

- 1 定期検査を行う区域
宮西、貴船、葉栗、西成、浅井町、北方町、今伊勢町、奥町、起、小信中島、三条、大徳、朝日、開明、木曾川町の各連区
ただし、ひょう量 2 t を超える大型はかりについては、市内全域を対象とする
- 2 定期検査の対象となる計量器
計量法第 19 条第 1 項で定める特定計量器
- 3 定期検査実施期間
令和 8 年 5 月 7 日から同年 12 月 25 日まで
- 4 実施場所
計量器の所在する場所
- 5 実施機関
一宮市指定定期検査機関 一般社団法人愛知県計量連合会